



》ストップ！不法投棄

不法投棄は犯罪です

津市では、自然の景観を損ない環境汚染などの原因にもなる不法投棄を無くすために、巡回・監視パトロールや不法投棄禁止看板の自治会への配布などを通して不法投棄の未然防止に努めています。しかしながら、農道や山林の道路脇、河川敷、公園、空地など、人目につかない場所への粗大ゴミや家庭ごみ等の不法投棄が後を絶ちません。指定された場所以外に廃棄物を捨てることは法律で禁止されていて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金、またはその両方」が科せられます。

特に家電4品目は不法投棄が多く、引っ越しシーズンの春に多く見られます。家電4品目の処分方法のとおり正しい処理をお願いします。また、不法投棄行為を見掛けたら連絡をお願いします。



不法投棄された廃棄物



不法投棄監視パトロールの様子

見つけたら連絡を！

ごみの投棄行為に関する情報(日時、場所、投棄者の性別・人数、投棄車両の車種・ナンバー・色、投棄物など)を環境政策課または警察署へ連絡してください。

きれいで住みやすいまちにするため、不法投棄の防止にご協力ください。

問い合わせ

環境政策課 ☎229-3258
津警察署 ☎213-0110
津南警察署 ☎254-0110



》リサイクル資源の回収活動をしませんか？

ごみの減量化・再資源化を図るため、地域で自主的にリサイクル資源の回収活動(廃品回収)を行っている営利を目的としない団体(自治会や子ども会など)に、報奨金を交付しています。

回収活動団体の届け出

報奨金制度の利用には、毎年度団体の届け出が必要です。実施する前日までに行ってください。

対象となるリサイクル資源

- 古紙類
- アルミ缶・スチール缶
- 布類
- びん類



報奨金額

集団回収したリサイクル資源量1kgにつき、6円
※びん類は、1升びんは1本0.9kg、その他のびんは1本0.6kgに重量換算。

例 新聞を5,000kg回収して古紙業者に買い取ってもらった場合

報奨金額・・・5,000kg×6円＝3万円

※古紙業者の買い取り価格が2万円だった場合、報奨金と合わせた合計5万円が活動団体資金

